

健康増進・食育推進計画の一体的策定業務委託仕様書

1.業務名

健康増進・食育推進計画の一体的策定業務委託

2.業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3.業務の目的

広陵町では、これまで、健康増進計画を策定し、町民がいつまでも「健康」で「幸せ」を感じることができる「いきいき活力あふれる」まちづくりに取り組み、健康寿命を80歳に近づけるための取り組みをしてきました。また、食育推進計画も策定し、町民が食に親しみ、心身ともに健康で豊かな生活を営むことができるまちづくりを進めるため、町民の皆さまや関係団体、行政が連携しながら総合的に食育を推進してきました。

今回、それぞれの計画の取組を評価し、健康の増進と食育の推進についての課題や取組を整理し、「健康増進」「食育」の取組を一体的に推進していくため、「健康増進・食育推進計画」（令和8年度～令和19年度：12年）を策定するものです。

4.関連法規の遵守

本業務の実施に当たっては、以下の関連法令等を遵守してください。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）
- (2) 食育基本法（平成17年法律第63号）
- (3) 上記の施行令、施行規則
- (4) その他の関係法令及び規定

5.業務の体制

受注者は本業務の遂行に当たっては、管理責任者及び担当者を置き、発注者の指示に迅速に対応できる業務体制を構築してください。また、管理責任者は、健康・国保（データヘルス計画）・医療・食育等健康に関する分野における計画策定支援業務に5年以上従事した経験を有する者とし、受注者は、発注者が本業務の目的を達成することが困難であると認めた場合には、事前に発注者と協議の上、担当者等の変更を行うことができるものとします。

6.業務委託内容

本業務は、健康増進計画及び食育推進計画の一体的策定に際し、町民の健康及び食育に関する意識等を把握するための実態調査から、その調査結果と各種データとの比較分析を行い、また本町のこれまでの取組や健康及び食育についての課題、問題点をもとに現行の計画の最終評価を行い、新たに次期計画を策定するものであり、その内容は次のとおりとします。なお、本業務の目的を達成するため

に実現性のある業務実施方法（フロー）やスケジュールを計画し、本仕様書に定めのない細部の事項については、協議の上定めるものとします。

（１）令和６年度事業

- （ア） 基礎データの整理・分析
- （イ） アンケート調査票の作成
- （ウ） アンケート用紙の印刷、発送、回収
- （エ） リコールハガキの作成及び発送
- （オ） アンケート入力

（２）令和７年度事業

- （ア） アンケート結果等集計、分析、考察、総括
- （イ） 現行計画の最終評価及び課題整理
- （ウ） 次期計画骨子案・素案、計画書の策定支援
- （エ） パブリックコメントの実施支援及び意見とりまとめ
- （オ） 次期計画の電子（印刷）データ作成及び印刷製本
- （カ） 成果物の提出
- （キ） 健康増進・食育推進計画策定等委員会等の運営支援

（３）その他事業

- （ア） 発注者との打合せ

7.業務委託内容の詳細

（１）基礎データの整理・分析

国の動向、他自治体の先進事例の事業概要や効果の情報を収集し、健康及び食育関連の業務知識を有し、またアンケート調査結果及び各種統計データを踏まえ、本町の地域課題を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた下記内容を含む、次期計画を策定してください。

ア 人口動態及び本町保健行政の基礎データ等（公開されている数値だけでなく、その数値から計算式により導き出すものも含む。）

イ 健康増進及び食育推進に関わる国、県等の動向

ウ 健康増進及び食育推進に関わる法令等の改正、新たな法整備等

エ 国及び県が実施している施策等の整理

オ 広陵町総合計画及び本町が策定している各関連個別計画

カ その他健康増進及び食育推進に関して必要と思われる事項

（２）アンケート調査票の作成

ア アンケート調査地域及び対象者数

広陵町全域 35,063 人

各小学校区単位の人口割で送付予定

	人口	発送者数（予定）
20～29歳	3,126	300
30～39歳	3,675	355
40～49歳	4,673	450
50～59歳	5,036	485
60～64歳	4,262	410
合計	20,772	2,000

（令和6年4月末時点データ）

イ 調査方法

アンケートは発送者全員に調査票を郵送配布し、回答も郵送とします。

ウ 調査票の作成

令和元年に実施したアンケートをベースに受注者において有用な内容を提案してください。
調査内容は、基本情報（属性）、健康観、身体活動や食事、休養等生活習慣などとなります。

（3）アンケート用紙の印刷、発送及び回収

ア 印刷、発送

調査票の印刷、封筒作成、封入封緘、発送作業、調査結果の回収をしてください。

- ・宛名ラベルを用いる場合、ラベルの手配は受注者負担とします。
- ・送付した調査票が送達されなかった場合は、新たな対象者への送付は行いません。
- ・発送件数については、郵送料の領収証の写しをもって報告してください。
- ・郵送費用（発送、返信、リコール分）は受注者負担とします。
- ・発送に必要な対象者のデータについては本町が提供します。

イ 回収

返送先は本町けんこう福祉部けんこう推進課として、「料金受取人払郵便」の印字を行い、回収した分は、ある程度まとめて受注者へ提供します。

ウ 未着・紛失等への対応

発注者に紛失等の連絡があった場合、発注者とその情報を提供し、受注者が再発送を行ってください。

（4）リコールハガキの作成・発送

対象者全員（合計2,000人）に対してハガキにてリコールを行ってください。

（5）アンケート入力

アンケート結果のデータ化（ベリファイ入力等間違いのない方法とします。自由記入欄の入力、項目分類などのまとめ作業も含む。）を行ってください。

（6）アンケート結果等集計、分析、考察、総括

ア 集計

全問について単純集計し回答数及び割合を示した集計、クロス集計及びグラフの作成。

イ 分析、考察、総括

アンケート結果のほか、(1) 基礎データ、第3次健康増進計画、第4次食育推進計画、本町に係るデータ（広陵町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画等）及びこれまでの実態調査との連続性を考慮した分析・考察。

次期計画策定の基礎資料となり得るよう、内容構成について提案してください。

その他、成果物である結果報告書には、本調査及び過去の調査、関連するデータ等を集計表やグラフを用いて分かりやすく記載し、特徴や課題をまとめてください。また、調査結果の中間的などとりまとめの後、発注者との協議及び承認を経て最終的な成果物を作成してください。

ウ 調査結果報告書の作成

調査報告書 CD版1部、A4判（100ページ程度、フルカラー刷り）50部

集計データ CD版1部

アンケート速報値 CD版1部

(7) 現行計画の最終評価及び課題整理

アンケート結果や基礎データから現行計画の評価指標の項目について現状値を出し、目標値に対する到達度等から最終評価を行い課題について有用な提案をお願いします。

(8) 次期計画骨子案・素案、計画書の策定支援

(5)～(7)の内容及び国・県の上位計画、第5次広陵町総合計画、第3次健康増進計画・第4次食育推進計画、本町保健関連の分野別個別計画等の内容を十分に踏まえた上で基本方針、体系図、具体的な施策、指標等の検討・提案をお願いします。

ア 次期計画骨子案・素案の作成

イ 次期計画骨子案・素案の補正

ウ 次期計画書の原稿レイアウトの作成・編集及び文書校正

(9) パブリックコメントの実施支援及び意見とりまとめ

パブリックコメント実施に当たっての資料作成及び出された意見のとりまとめを行うとともに、対応に関する助言を行ってください。

(10) 次期計画の電子（印刷）データ作成及び印刷製本

(8)ウで作成した計画書原稿にパブリックコメント等を反映させた最終版の計画書の印刷用データを作成し、発注者の確認の上、印刷製本を行ってください。

(11) 成果物の提出

次期計画書 CD版1部、A4判（100ページ程度、フルカラー刷り）50部

集計データ CD版1部

周知HP掲載用データ CD版1部

(12) 健康増進・食育推進計画策定等委員会等の運営支援

ア 会議等提出資料の作成

分析・提案資料等の会議資料については、本町との事前協議に基づき修正等を反映させた状態で会議日の14日前までに納品してください。

イ 会議等への出席及び会議録の作成

健康増進・食育推進計画策定等委員会は、令和7年度中に4回開催予定です。会議当日は担

当者が出席し、会議の円滑な運営に必要な支援を行ってください。また、会議の結果をその後の作業に反映させてください。会議録は、要約版を会議翌日から10日以内に納品してください。

ウ 会議での助言等

各事業の量の見込み及び課題整理に対し、助言をお願いします。

(13) 発注者との打合せ

月1回程度発注者との打合せを行ってください。打合せはオンライン会議も可としますが、発注者から対面を求められたときは、広陵町総合保健福祉会館等で行ってください。会議の概要をまとめ、会議終了後1週間程度で提出してください。

8. 契約代金の支払い

業務を完了し成果品の納入確認後、受託者からの請求により支払います。

9. その他

- (1) 受託者は、本町の情報資産の安全性を確保するものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければなりません。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていることを必須とします（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外）。
- (2) 本業務の実施により得られた成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて本町に帰属するものとし、ます。
- (3) 受託者は、本業務終了後に実施する健康増進・食育推進計画策定のため、本業務の成果品の内容に関し、本町から説明を求められた場合は協力してください。
- (4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度本町と協議するものとし、ます。

10. 担当部局（納品場所）

広陵町けんこう福祉部けんこう推進課

〒635-0821

奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2

T E L : 0745-55-6887

F A X : 0745-54-5324

E-mail : hokencenter@town.nara-koryo.lg.jp